

2024 年度

損害保険契約仕様書

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構

【基本事項】

- 保険契約者 : 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 理事長 岩中 督
(イワナカタダシ)
- 住所 : 〒362 - 0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地
埼玉県立がんセンター研究棟 6 階
- 電話番号 : 048-722-1213
- 被保険者 : 地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 理事長 岩中 督、埼玉県
- 保険期間 : 2024 年 4 月 1 日午後 4 時より 2025 年 4 月 1 日午後 4 時まで (1 年間)
- その他 : ① 保険始期より保険料支払い時まで免責期間のないよう「保険料支払猶予特約 (独立行政法人用)」を付帯する。
② 本仕様書の内容を満たすものである場合、保険種目、特約条項等の名称は問わない。
③ 本契約の契約手続きについては、本機構が指名している保険仲立人を起用して媒介されるものとする。落札後 1 週間以内に、仕様書通りの保険契約申込書 (特約条項等を添付すること) 一式を保険仲立人に提出し確認を受けること。

1. 財産保険（火災保険）

- (1) 保険種目 : 普通保険約款でオールリスク型の保険種目とする。
- (2) 保険の目的 : 被保険者が日本国内に所有する全ての固定資産
- * 資料1「財産保険目的明細書」、資料2「明記物件明細表」
 - * 一部物件については埼玉県との共有財産（持分割合は明細書記載）であり当該物件は被保険者連名とする。
- ① 建物（基礎を含む）およびこれに付帯する設備一式（電気・空調・給排水・衛生・ガス・昇降機等）
 - ② 機械設備・装置、医療機器、什器・備品一式
 - ③ 屋外設備・装置
 - ④ 門、塀もしくは垣又は物置、車庫その他の付属建物（ただし、舗装、緑化施設、橋梁などの土木構築物を除き共同溝を含む）
 - ⑤ 美術品、書画、図書、模型等一式
- (3) 契約方式 : ① 複数敷地内特殊包括契約
② 支払限度額設定方式
③ 免責金額設定方式
- (4) 担保危険 : ① 火災、落雷、破裂・爆発
② 風災、ひょう災、雪災
③ 車両・航空機の衝突
④ 給排水設備の事故による水濡れ
⑤ 騒擾・労働争議
- (5) 保険金額 : 131,931,733千円（再調達額）
（建物 98,107,026千円、
什器等 33,824,707千円）
- (6) 支払限度額 : ①の損害 20,000,000千円／一事故
①以外の損害 1,000,000千円／一事故
（通貨、預貯金証書、印紙、小切手の盗難 :
50,000千円／一事故）
なお、通貨、預貯金証書、印紙、小切手は、建物内保管中の盗難のみを補償するものであり、目的明細書には記載されていない。
- (7) 免責金額 : 200千円／一事故（エクセス方式）
- (8) 損害保険金 :
- ① 損害保険金
 - ② 臨時費用保険金 : 損害保険金×30%（1事故1構内5,000千円限度）
 - ③ 残存物取片付け費用保険金 : 損害保険金×10%限度（実額）
 - ④ 修理付帯費用保険金 : 損害復旧にあたり、必要かつ有益な修理付帯費用保険金額（一構内）の30%または、50,000千円

のいずれか低い額が限度（実額）

- ⑤ 失火見舞費用保険金 : 上記（４）担保危険①の事故により他人の財物に損害を与え見舞い費用を必要としたとき。
1 被災世帯数 200 千円（保険金額（一構内）の 20% 限度）

※ 地震火災費用保険金は不担保

(9) 主な免責事由 :

- ① 保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（法人の業務を執行するその他の機関）による故意もしくは重大な過失又は法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏を害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- ③ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防又は避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではない）
- ⑥ 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化（保険の目的である機械、設備又は装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、劣化又はボイラースケールを含む）又は性質による蒸れ、変色、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由又はねずみ喰いもしくは虫喰い等によって生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動又は隆起によって生じた損害

(10) その他

- ① 保険期間中の追加物件の自動担保
保険金額の 30%以内（または、50 億円のいずれか低い方）の追加物件については、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件の取得日から保険期間満了日までの期間は、自動補償限度額の範囲内で自動担保とする。（なお、保険期間終了時に精算を行うことを原則とするが、追加物件に関する追加保険料を払い込むことにより、自動補償限度額を復元することができるものとする。）
- ② 求償権の不行使
法人の職員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員等、法人の業務または研究に従事するもの（臨時雇用含む）、共同研究者に対する求償権は不行使とする。

2. 役員傷害保険

- (1) 保険種目 : 傷害総合保険

- (2) 担保内容 : 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術給付金または通院保険金）を支払うものとする
- (3) 被保険者 : 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の監事
- (4) 死亡保険金受取人 : 法定相続人
- (5) 被保険者数 : 2名（※ 資料3「傷害総合保険被保険者明細書」参照）
- (6) 保険金額 : 死亡・後遺障害 5,000万円
入院日額 15,000円
通院日額 10,000円
- (7) 特約条項 : 就業中のみ担保特約条項（執務中のみ担保、通勤途上を含む）
- (8) 主な免責事由 :
- ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 被用者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた事故
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に生じた事故
 - ⑦ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わず。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を被保険者が操縦している間に生じた事故
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動
 - ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
 - ⑩ 上記以外の放射線照射または放射能汚染

3. サイバー保険

(1) 保険種目 : サイバー保険

(2) 担保内容 :

ア 賠償損害

情報の漏洩またはそのおそれ、IT事故やサイバー攻撃などにより、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害をてん補する。2023年4月30日を遡及日とする損害賠償請求ベースを原則とするが、補償内容の縮小のない限り

これを定めないことも可とする。

- (ア) 損害賠償金
- (イ) 争訟費用
- (ウ) 権利保全行使費用
- (エ) 訴訟対応費用

イ 費用損害

情報の漏洩またはそのおそれ、IT事故やサイバー攻撃などにより、被保険者が下記費用を支出したことによって被る次の損害をてん補する。

- (ア) 事故対応費用
- (イ) 事故原因・被害範囲調査費用
- (ウ) 社告宣伝活動費用
- (エ) 法律相談費用
- (オ) コンサルティング費用
- (カ) 見舞金・見舞品購入費用
- (キ) クレジット情報モニタリング費用
- (ク) 公的調査対応費用
- (ケ) 情報システム等復旧費用
- (コ) 被害拡大防止費用
- (サ) 再発防止費用
- (シ) サイバー攻撃調査費用

ただし、情報の漏洩またはそのおそれやIT事故を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃が生じたことが、保険期間中に次に掲げる事由のいずれかがなされることにより、客観的に明らかになった場合に限る。

ただし、IT事故については、下記D,Eの事由に限ることも可とする。

- A 公的機関に対する文書による届出または報告等
- B 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等による会見、報道等
- C 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
- D 公的機関からの通報
- E セキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報

(3) てん補限度額及び免責金額等

	てん補限度額	免責金額	縮小てん補割合
賠償損害	1億円/1事故・期間中	なし	なし
費用損害	3,000万円/1事故・期間中	なし	なし

(4) 被保険者 当法人

(がんセンター・精神医療センター、小児医療センター、循環器・呼吸器病センター、本部)

病床数

医療施設名	一般病床数	左記以外病床数	医療法 42 条第 1 項に掲げる業務 該当する場合○
がんセンター	503 床		
精神医療センター		183 床	
小児医療センター	316 床		
循環器・呼吸器病 センター	292 床	51 床	
法人本部事務局			○

(5) 保険適用地域

全世界

(6) 主な免責事由

ア 賠償損害・費用損害共通

(ア) 被保険者の犯罪行為

(イ) 被保険者の故意または重過失による法令違反

(ウ) 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為

(エ) 身体の障害（疾病または死亡を含む）または財物の損壊に起因する損害

(オ) 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた損害

(カ) 地震、噴火、洪水、高潮または津波によって生じた損害

(キ) 偽りその他不正な手段により取得した情報の取り扱いによって発生した損害

イ 賠償損害

(ア) 保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(イ) 被保険者が支出したと否とを問わない違約金に起因する損害賠償請求

ウ 費用損害

(ア) この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

(イ) 正当な理由がなく、通常の措置に係る費用以上に要した費用

(ウ) 金利等資金調達に関する費用

(エ) 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等にかかる費用

(オ) 事故の通知を保険会社が受領した日の翌日から起算して 1 年経過後に支出した費用

エ サイバー攻撃

(ア) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する

損害賠償請求

(イ) テロ行為等に起因する損害賠償請求

(7) 付帯特約

使用人等犯罪行為復活担保に関する特約

(8) その他

資料 サイバー保険告知事項申告書 参照

※ 本調達案件の公告3(4)に示すとおり、令和5年3月8日(金)午後5時までに一般競争入札参加資格確認決定通知書と併せて送付する。

4. 過去の保険金支払状況

各損害保険における過去の保険金支払状況は、資料4「過去の事故状況」記載のとおり。

5. その他資料

リスク調査アンケート結果

以上